

評議員等及び評議員選任・解任委員
報酬規程

社会福祉法人 金 亀 会

評議員等及び評議員選任・解任委員報酬規程

社会福祉法人金亀会は、定款第8条及び第21条による評議員及び役員（以下「評議員等」という。）の報酬と、評議員選任・解任委員会運営細則第9条による評議員選任・解任委員の報酬（以下「報酬」という。）について、次のとおり規程を定める。

（基本原則）

- 第1条 評議員等及び評議員選任・解任委員は、定款に定める業務を誠実に遂行しなければならない。
- 2 報酬は本部経理区分予算の中から各評議員等及び評議員選任・解任委員に支払うものとする。
- 3 社会福祉法人金亀会が設置・経営する当該施設の長並びに職員が評議員等及び評議員選任・解任委員の場合には報酬は支給しないものとする。

（理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席）

- 第2条 評議員等及び評議員選任・解任委員が、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

（評議員等の報酬）

- 第3条 理事長が前条以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 2 理事が前条以外で法人及び施設の運営のため、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2より報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が前条以外で法人および施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 4 監事が前条以外で法人及び施設の運営のため、理事長の命を受けてその業務にあたった場合、及び運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

（費用弁償の支給）

- 第4条 評議員等及び評議員選任・解任委員が、その職務執行の為に法人から居住地若しくは勤務地へと要する帰途の交通費は、法人が支給するタクシーチケットにて賄うものとする。但し、自家用車等の利用者には支給しない。
- 2 上項以外の職務執行において発生する旅費は、出張旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬の支払方法)

第5条 支払いの事実が発生した後、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払うこととする。

2 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。
(前月の16日から当月の15日までを計算期間とし、当月25日支払日が休日の場合はその前日、その前日が休日の場合は支払日の翌日、支払日の翌日が休日の場合は支払日の前前日、その前前日が休日の場合は支払日の翌々日となる。)

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成18年4月1日より適用する。

平成29年 4月 1日 改訂

平成30年 3月21日 改訂

別表1 (日額)

名 称	報 酬
理 事 会 出 席	8, 8 8 8 円
評 議 員 会 出 席	8, 8 8 8 円
評議員選任・解任委員会出席	8, 8 8 8 円

別表2 (日額)

名 称	報 酬
理 事 長 業 務	2 2, 0 0 0 円
理 事 及 び 評 議 員 業 務	2 2, 0 0 0 円
監 事 業 務	2 2, 0 0 0 円